

第7章 推進機関の設置

(町民参加推進会議)

第33条 町は、町民等の参加による自治運営に係る基本的事項を調査協議するため、町長の附属機関として、愛川町町民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査協議し、その結果を町長に報告し、又は意見を建議する。

- (1) 町民等の参加の推進状況の把握に関する事。
- (2) 町民等の参加の検証及び当該検証結果の公表に関する事。
- (3) この条例の改廃に関する事。
- (4) その他町民等の参加に関する基本的事項

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、1回に限り再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。